

土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土岐市駅周辺まちづくり基本計画に基づき、まちなか居住促進区域内に存する活用されていない空き家の解体経費の一部を補助することにより、土地の宅地化を促進させ、移住定住人口の増加を図るため、空き家を解体する者に対し、予算の範囲内で土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか居住促進区域 土岐市駅周辺地区のうち、市長が別に定める区域をいう。
- (2) 事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (3) 工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可（土木、建築又は解体工事業に係るものに限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき解体工事業の登録を受けた者をいう。
- (4) 所有者等 空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に所有者として登録されている個人（相続人を含む。以下同じ。）若しくは法人（事業者を除く。以下同じ。）又は当該所有者の法定相続人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和8年4月1日以後に、まちなか居住促進区域内に空き家を有する所有者等であって、共有者がいる場合は、共有者全員の同意を得ているものであること。ただし、

次のいずれにも該当しない者（共有者を含む）とする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 土岐市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) その他市長が不相当と認める者
（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うまちなか居住促進区域内の空き家を解体する工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 解体工事着工の日において、現に居住の用に供されていない住宅（長屋又は共同住宅にあつては、全戸について該当するものに限る。）を解体する工事であること。
- (2) 当該空き家に係る土地を住宅用地として事業者へ譲渡すること。
- (3) 抵当権、質権その他の所有権以外の権利が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家解体について同意していること。
- (4) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないものであること。
- (5) 土岐市危険空家等除却支援事業補助金、土岐市空き家リフォーム補助金、土岐市木造住宅耐震補強工事費補助金その他の当該工事に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金の交付決定を受けた日以後に解体する工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 共有名義の空き家の場合は、補助対象者に支払うこととする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、解体工事着手前までに、土岐市まちなか空き家解体・

居住促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 公図の写し
- (4) 空き家及び土地の登記事項証明書の写し（未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項証明書）
- (5) 申請者が相続人の場合にあつては、所有者等との関係が分かるもの
- (6) 解体工事に係る見積書の写し
- (7) 工事施工者に係る建設業法の許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録の写し
- (8) 解体後の土地の活用方法が分かるもの
- (9) 共有者がいる場合は、当該共有者全員の解体に係る同意書
- (10) 当該空き家に係る土地の抵当権、質権その他の所有権以外の権利者がいる場合は、当該権利者の土地の売却に係る同意書
- (11) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による提出があつたときは、内容を審査し、土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請）

第8条 補助対象者は、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに、土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金変更承認申請書（別記様式第4号）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更承認の決定）

第9条 市長は、前条の規定による提出があつたときは、内容を審査し、変更の可否を決定し、土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金変更承認決定通知書（別記様式第5号）又は土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金

変更不承認決定通知書（別記様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金交付申請取下届（別記様式第7号）を市長に届け出なければならない。

（完了の報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日又は補助金の申請をする日が属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助事業完了実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 解体前後が分かる写真
- （2） 滅失登記事項証明書の写し
- （3） 解体工事に係る契約書の写し
- （4） 解体工事に係る経費の支払金額が分かるもの
- （5） 当該空き家に係る土地の登記事項証明書の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、解体工事の結果が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長がこの要綱の趣旨に照らして不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定及び令和12年度の予算に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。